

市・県民税、所得税の申告はお早めに



申告が必要なのはどんな人？

確定申告が必要な人

- ▶申告のお知らせ（ハガキ）が届いている人
- ▶営業・不動産などの収入がある人
- ▶確定申告をすれば所得税（源泉徴収税）が還付される人 ※医療費控除・寄付金控除など
- ▶給与や公的年金以外に20万円を超える所得がある人

住民税の申告が必要な人

- 次の場合は、平戸市役所または各申告会場で申告してください。
- 令和8年1月1日現在で平戸市内に住所があり、確定申告書を提出する必要がなく、以下に該当する人
 - ▶会社員などで、勤務先から平戸市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されていない人
 - ▶営業所得などの給与（退職所得含む）または公的年金以外の所得がある人で、確定申告書提出の必要がない人
 - ▶扶養控除、医療費控除など各種控除を受ける人
 - ▶年末調整をしていない人
 - ※前1年間を通して収入がなかった人で、家族の扶養に入っていない人は、市で収入が無いことが把握できませんので、収入がない旨の申告が必要です。
 - ※申告の必要がある人で申告していない場合は、各種保険税（料）の算定や保育料、公営住宅の申し込みなど、さまざまな行政サービスの提供に支障が出る場合がありますのでご注意ください。

※上記は申告義務がある主な場合であり、上記以外でも申告が必要となることがあります。

※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は必要ありません。

申告期間・受付時間

2月9日（月）～3月16日（月）・午前9時～午後4時 ※土・日曜日、祝日は除く。

申告会場・出張受付会場

「広報ひらど2月1日号」に掲載しますので、ご確認ください。

※今年も各支所・出張所などで申告を受け付けますが、郵送での申告も可能です。

所得税および消費税の確定申告会場

問 平戸税務署 ☎23-2131

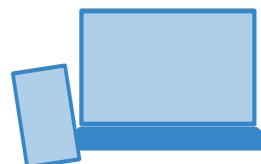
次の場合は、平戸税務署で申告してください。 ※事前予約が必要です。

- ▶青色申告
 - ▶令和6年分以前の確定申告
 - ▶住宅の新築などで住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
 - ▶譲渡所得などの分離課税の申告（例：株式や土地・建物などの譲渡による所得）
 - ▶外国税額控除の申告
 - ▶消費税の申告およびインボイス関係
- ※所得税および消費税、インボイス制度に関することは平戸税務署へ直接お問い合わせください。



パソコン・スマホで確定申告ができます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、混雑する確定申告会場に行かなくても、自宅でパソコンやスマートフォンから申告書の作成・送信ができます。また、印刷して郵送などで税務署へ提出することもできます。



確定申告特集▲

令和8年1月1日現在で平戸市内に住所がある人に課税される市・県民税の税額を算定するための申告受付が2月から始まります。前年度実績に基づき、申告が必要な人へ1月中に案内を送付する予定です。案内がなくても申告が必要な場合がありますので、左のページ上部の「申告が必要なのはどんな人？」を確認してください。

問 税務課住民税班 ☎22-9116

■申告の時に必要なもの（例） 必要書類は令和7年1月～12月分が対象です。

対象	必要書類など												
申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> ▶マイナンバー確認書類（例：マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど） ▶本人確認書類（例：マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書、障害者手帳、在留カードなど） 												
扶養親族・事業専従者がいる人	▶扶養親族・事業専従者のマイナンバー確認書類												
所得関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">給与・年金所得者</td> <td>▶源泉徴収票</td> </tr> <tr> <td>事業（営業・農業など）・不動産所得者</td> <td>▶収入・経費・減価償却費がわかる帳簿など ※1</td> </tr> <tr> <td>雑・一時所得者</td> <td>▶保険の満期返戻金や個人年金などの収入・経費が分かる書類など</td> </tr> </table>	給与・年金所得者	▶源泉徴収票	事業（営業・農業など）・不動産所得者	▶収入・経費・減価償却費がわかる帳簿など ※1	雑・一時所得者	▶保険の満期返戻金や個人年金などの収入・経費が分かる書類など						
給与・年金所得者	▶源泉徴収票												
事業（営業・農業など）・不動産所得者	▶収入・経費・減価償却費がわかる帳簿など ※1												
雑・一時所得者	▶保険の満期返戻金や個人年金などの収入・経費が分かる書類など												
控除関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">社会保険料控除</td> <td>▶社会保険料（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金など）の控除証明書や領収書</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除</td> <td>▶控除証明書または支払金額を証明する書類</td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td>▶医療費控除明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※2</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>▶身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など</td> </tr> <tr> <td>寄付金控除</td> <td>▶ふるさと納税や寄付金の受領証明書など</td> </tr> </table>	社会保険料控除	▶社会保険料（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金など）の控除証明書や領収書	生命保険料控除	▶控除証明書または支払金額を証明する書類	地震保険料控除		医療費控除	▶医療費控除明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※2	障害者控除	▶身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など	寄付金控除	▶ふるさと納税や寄付金の受領証明書など
社会保険料控除	▶社会保険料（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金など）の控除証明書や領収書												
生命保険料控除	▶控除証明書または支払金額を証明する書類												
地震保険料控除													
医療費控除	▶医療費控除明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※2												
障害者控除	▶身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証など												
寄付金控除	▶ふるさと納税や寄付金の受領証明書など												

※1 事業に対する各種給付金などは課税対象になりますので、併せて申告してください。

※2 医療費控除を受けるには、領収書の添付や提示に加えて、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

営業、農業、不動産などの収支内訳書や医療費控除の明細書は、必ず事前に記入して持参してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の控除

問 税務課総務徴収班 ☎22-9115

令和7年中に納付した保険税（料）は、所得税および市・県民税の社会保険料控除の対象です。控除を受けるには、納付額確認書または領収書が必要です。

窓口または電話、平戸市公式LINEでご請求ください。（発行手数料無料）



▶障害者控除・おむつ代の医療費控除の詳細は、「見逃せない情報がココに」（30ページ）をご確認ください。

令和7年度の税制改正

所得控除の引き上げや新たな所得控除の創設が行われました。詳しくは下の2次元コードからホームページをご確認ください。



所得税について
こちら▶



個人住民税について
こちら▶

要介護認定を受けている人の控除

問 長寿介護課介護保険班 ☎22-9135

申告の際、以下の書類を添付または提示すると、各種控除を受けることができます。

※即日発行できないため、事前に申請してください。

○障害者控除

▶必要書類 障害者控除対象者認定書

○おむつ代の医療費控除

▶必要書類 医療費控除のおむつ使用証明書など